

「第20回まちづくり市民会議」議事要旨

○アドバイザー・事務局含め全41名中、29名参加

※市民会議アドバイザーである（公財）地方自治総合研究所長の辻山幸宣氏を招聘

○今回の講評等の対象になった条例草案（案）については、現在市民会議全委員で確認・議論をしているところであることから、現段階ではHP中での公表を行わない。

○以下、次第に即して記載

1. 開会挨拶（議長）

- ・本日は辻山アドバイザーより前回会議において市民会議全委員で確認した草案（案）について講評頂き、意見交換や質疑応答を行っていききたい。
- ・また、その講評等を踏まえ、4月中に草案化を図っていくこととしたい。

2. 議事

（1）（仮称）会津若松市自治基本条例「草案（案）」に係る辻山アドバイザー講評
⇒講評要録：別添辻山アドバイザー提供レジュメ参照

（2）（1）を踏まえての意見交換・質疑応答

○委員）

条例の検証・見直しは何年を目途に行うのが適当なのか？何年先を見据えて条例を作るのかによって年数の考え方が異なると考える。

また、前例として、見直しにより抜本的に内容を改めた例はあるのか？

⇒辻山氏）

他の個別条例や要綱等と自治基本条例が整合しているかどうかを毎年検証している自治体や、「5年を超えない範囲で検証・見直し」といったように首長の任期ではなく、あまり長期にならないような配慮をしている自治体等様々あり、採用すべき基準は定まっていない。

また、抜本的に内容を見直しした事例はない。

○委員）

住民投票について明文化した方がいいと考えるが、結果に法的拘束力が無く、尊重に留めておくしかないのか？

⇒辻山氏）

住民投票の規定の仕方については他自治体に見られるようにいくつか方法があり、例えば杉並区では自治法に則し住民投票条例制定を住民が直接請求できる規定がある。住民の一定数の署名による請求や議会による議決、市長が必要と認めた場合、また、請求要件を満たせば即住民投票ができる旨規定する等、どこまで書くか検討する必要がある。議会の議決を経るか経ないかについても議論を要する。

殆どの自治体では手続きの詳細については住民投票条例を別途定める旨定めている。

住民投票の結果を議会の議決に変えることができるかどうかについてはまだ壁を超えられていない。

○副議長)

投票結果の採否について首長が考えを示すことは必要なのか？

⇒辻山氏)

当然のことと考える。仮に住民投票の結果と異なる判断を首長がした場合は説明責任を尽くす必要が生じる。

○委員)

最高規範のあり方について、「最高」という用語を用いるのはどうなのか？

⇒辻山氏)

最高規範という用語を用いること自体は問題ない。
他の条例等の内容や住民の行為が自治基本条例に違背してはならないとすると、法的効果がマイナスになる気がする。なぜなら、自治基本条例は憲法に近いもので、具体的な作用を伴うものではなく、直接に何らかの行為を命じる性質のものではないので。最高規範性については、まだ法的な地位が確立されたものではない。

○委員)

オンブズパーソンについて、条例にどのように規定していけばいいのか？

横文字の使用についてはどうしていけばいいのか？

⇒辻山氏)

あってもいいとは思いますが、あまり詳細まで規定しなくてもいいのではないかと。横文字の使用は全面禁止ではなく、その時々々の市民への浸透具合を見ながら柔軟に対応することでいいのではないかと。

○委員)

「〇〇しなければならない」というのは、どういった時にどの程度の使用が許されるものなのか？

⇒辻山氏)

市民が自治政府に命じる時には用いるべき。市民に対して命じる場合には、市民自由の領域を侵さないように。「するものとする」といった言い回しを用いたりもする。

○委員)

市民の主体、客体の側面の捉え方は？

⇒辻山氏)

市民が客体としての時代が100年以上続いてきた。今は市民が主体に転換する時代になった。

○委員)

- 条例によりどこまでのことを変えていけるのか？
- 市民に分かり易い条例をどう作っていけるのか？
- 行政が言う市民参画はボランティアとしての参画を意味している。現実的にはボランティアでの参画は厳しい。この辺をどう条例に規定できるのか？

⇒辻山氏)

- 条例を作ったことでどう変わるのかは分からない。作用法としての関連条例をどう充実させることができるかが重要。
- ニセコ町では情報共有がなければ参画は進まないといった議論を踏まえ、分かり易い情報提供に努めている。
- 行政と住民のそれぞれの持ち味を活かした協働が重要であり、神奈川県のある自治体では住民の権利として協働する権利を規定している例もある。一方で、協働疲れが起こっている状況もある。まずは市民が自ら活動し、行政がそれを手助けする関係性をどう作っていくかが重要。市民から行政に何か求めるものがあれば、自治基本条例検証委員会に提案するといった取組事例もある。

○委員)

殆どの自治体が条例を作って終わりとなっているように聞いている。条例を作るだけではなく、その後の地域づくりをどうしていくかが大事。どういったスタンスで条例づくりに臨んでいけばいいのか？

⇒辻山氏)

確かに殆どの自治体では作って終わりになっているようである。
条例で規定した事項が実現しているかどうか検証している事例もある。いずれにしても、効果がすぐ出なくても焦らないこと。何かあったときに参照し、考え方をまとめる指針になればいい。

○委員)

最高規範の考え方について、市民・議会・行政それぞれが理解するように進める必要があるのか？

⇒辻山氏)

法律には憲法に違反してはならない旨は当たり前なので書いていない。
職員に条例遵守を宣誓させた自治体もあるが、最高規範で縛るものではないと考える。

3. 会議総括（議長）

- 辻山先生の経験に基づいての講評を踏まえ、市民会議で議論を更に深めていければと考える。
- 議論文化の獲得のお話を踏まえ、落としどころを見つけるといったことを各委員が意識しながら、市民会議の議論を進めていきたいと考える。

以上